



2018年5月18日

各 位

会 社 名 住友化学株式会社
代 表 者 代表取締役社長 十倉 雅和
(コード番号4005 東証第1部)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 山内 利博
(TEL 03-5543-5102)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月21日開催予定の第137期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 最適な経営体制の機動的な構築を目的とし、取締役だけでなく、執行役員からも社長の選定を可能とするため、現行定款第21条を変更するものであります。
- (2) 当社は、重要な意思決定の迅速化・業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を2003年に導入しておりますが、上記変更に伴い、執行役員の選任について明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役等) 第 21 条 ② 取締役会はその決議をもって代表取締役若干名を選定する。(項順入れ替え) (新 設) <u>①</u> 取締役会はその決議をもって取締役中から会長、副会長および社長各1名を選定することができる。	第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役等) 第 21 条 取締役会はその決議をもって代表取締役若干名を選定する。 <u>②</u> 取締役会はその決議をもって取締役または執行役員中から社長 1 名を選定する。 <u>③</u> 取締役会はその決議をもって取締役中から会長および副会長各 1 名を選定することができる。

(新 設)	<u>(執行役員)</u> <u>第24条 取締役会はその決議をもって執行役員を置き、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u>
第24条 ~ (省 略) 第34条	第25条 ~ (現行どおり) 第35条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018年6月21日

定款変更の効力発生日 2018年6月21日

以上